

課題整理シート

「2 障がいのある人の社会参加に向けた自立の基盤づくり」についての課題

現計画の方向性	<p>障がいのある人自身が主体性・自立性をもって社会活動へ積極的に参加できるように、一人ひとりの能力と意思がいかされるよう、障がいのある人自身の選択の幅を広げるなど、本人の立場に立った主体性・自立性を尊重する自立の基盤づくりをめざします。</p> <p>また、心身の発達にかたよりや心配のある乳幼児を早期に発見し、早期療育・家庭支援等、総合的な支援に取り組む発達支援事業を推進し、生涯にわたり一貫したサービスを受けることのできる体制を整備します。</p> <p>(1) 障がい児保育・療育・教育 ①障がい児保育・療育・教育の充実</p> <p>(2) 社会参加の促進 ①雇用・就労の促進 ②多様な社会参加の機会づくり</p>								
国の方針	<p>○「学校教育法等の一部を改正する法律」が成立（平成 30 年 5 月）</p> <p>○「インクルーシブ教育システム」の構築、発達障害者支援法の改正（平成 28 年 8 月 1 日施行）、児童福祉法の改正（平成 28 年 6 月 3 日施行）</p> <p>○「障害者権利条約」の国会承認（平成 26 年 1 月）</p> <p>○「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行（平成 28 年 4 月 1 日）</p> <p>○「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の施行（平成 30 年 6 月）</p> <p>○「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」を公表（平成 31 年 3 月）</p> <p>○視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年）</p> <p>○「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」により、障害者の法定雇用率が引き上げられた。また、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律（障害者優先調達推進法）」が施行され、国や地方公共団体などの公共機関は、障害者就労施設等から優先的・積極的に物品やサービスを購入することとなった（平成 25 年 4 月）</p> <p>○「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」の一部施行（障害者に対する差別の禁止、合理的配慮の提供義務）（平成 28 年 4 月 1 日）</p> <p>【障害者計画（第 4 次）】</p> <p>8. 雇用・就業、経済的自立の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合的な就労支援 ・経済的自立の支援 ・障害者雇用の促進 ・障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保 ・福祉的就労の底上げ <p>9. 教育の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インクルーシブ教育システムの推進 ・教育環境の整備 ・高等教育における障害学生支援の推進 ・生涯を通じた多様な学習活動の充実 <p>10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備 ・スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック等競技スポーツに係る取組の推進 								
1 事業評価	—								
2 アンケート調査結果	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;">調査結果項目</th> <th style="width: 20%;">問番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現在、働いている人が身体障がい 23.3%、知的障がい 42.3%、精神障がい 40.7%。</td> <td>当事者問 21</td> </tr> <tr> <td>仕事をするうえで不安や不満を感じることにについて、「収入が少ない」が 23.5%、「職場の人間関係が難しい」が 17.5%、「通勤するのが大変」が 16.8%。</td> <td>当事者問 25</td> </tr> <tr> <td>障がいのある人が働くためには、どのようなことが必要かについて、「障がいのある人に配慮した職場になっていること」が 50.7%と最も高く、次いで「事業主や職場の仲間の理解があること」が 47.3%、「生活できる給料がもらえること」が 42.3%。</td> <td>当事者問 28</td> </tr> </tbody> </table>	調査結果項目	問番号	現在、働いている人が身体障がい 23.3%、知的障がい 42.3%、精神障がい 40.7%。	当事者問 21	仕事をするうえで不安や不満を感じることにについて、「収入が少ない」が 23.5%、「職場の人間関係が難しい」が 17.5%、「通勤するのが大変」が 16.8%。	当事者問 25	障がいのある人が働くためには、どのようなことが必要かについて、「障がいのある人に配慮した職場になっていること」が 50.7%と最も高く、次いで「事業主や職場の仲間の理解があること」が 47.3%、「生活できる給料がもらえること」が 42.3%。	当事者問 28
調査結果項目	問番号								
現在、働いている人が身体障がい 23.3%、知的障がい 42.3%、精神障がい 40.7%。	当事者問 21								
仕事をするうえで不安や不満を感じることにについて、「収入が少ない」が 23.5%、「職場の人間関係が難しい」が 17.5%、「通勤するのが大変」が 16.8%。	当事者問 25								
障がいのある人が働くためには、どのようなことが必要かについて、「障がいのある人に配慮した職場になっていること」が 50.7%と最も高く、次いで「事業主や職場の仲間の理解があること」が 47.3%、「生活できる給料がもらえること」が 42.3%。	当事者問 28								

	今後、「働く場」として、どのようなところを希望するかについて、「正規の社員・従業員として働ける職場」が 22.7%、「パート・アルバイトとして働ける職場」が 9.6%、「日々の生活を充実させるために軽作業をする施設」が 4.6%。	当事者 問 29
	幼稚園・保育所・学校などに通っていて困っていることについて、「通うのが大変」が 14.9%、「先生の理解や配慮が足りない」が 14.4%。	当事者 問 30-2
	今後、どのような進路を希望するかについて、「企業等で一般就労したい」が 32.3%と最も高く、次いで「大学や専門学校等へ進学したい」が 27.6%、「障がいのある人の雇用が多い事業所で働きたい」が 13.0%。	当事者 問 30-3
	幼稚園・保育所・学校に望むことについて、「先生の理解を深め、子どもの能力や発達の状態に適した指導をしてほしい」が 32.5%と最も高く、次いで「就学相談や進路相談などの相談体制を充実してほしい」が 21.7%。	当事者 問 32
	障がいのある人にとって暮らしよいまちづくりのためには、どのようなことが必要かについて、「リハビリ・生活訓練・職業訓練などの通所施設の整備」が 18.7%（身体障がい：19.3%、知的障がい：16.1%、精神障がい：12.4%）、「一人ひとりの個性を生かした保育や教育内容の充実」が 14.1%（身体障がい：6.7%、知的障がい：17.2%、精神障がい：13.9%）、「障がいのある人が参加しやすいスポーツ、サークル、文化活動の充実」が 13.0%（身体障がい：13.1%、知的障がい：22.5%、精神障がい：12.0%）。	当事者 問 53
	障がいのある人にとって暮らしよいまちづくりのためには、どのようなことが必要かについて、「リハビリ・生活訓練・職業訓練などの通所施設の整備」が 27.8%、「一人ひとりの個性を生かした保育や教育内容の充実」が 25.0%、「障がいのある人が参加しやすいスポーツ、サークル、文化活動の充実」が 16.2%。	一般 問 17
	障がいの有無に関わらず、子どもたちが一緒に学んだり、保育を受けることについて、「障がいの状況や程度に合わせて、専門的な保育や教育を受けるほうがよい」が 52.4%と最も高く、次いで「障がいの有無に関わらず、できるだけ一緒に過ごせるのがよい」が 34.9%。	一般 問 11
3 次期計画に向けた課題	<p>(1) 障がい児保育・療育・教育</p> <p>子どもの障がいには、発達障がい、知的障がい、肢体不自由、重症心身障がい等がありますが、できるだけ早期から継続的な支援を行うために、早期発見、早期療育が求められています。</p> <p>また、障がいの有無にかかわらず、子どもたちが同一の場で遊びや生活ができるような教育は、特別な支援が必要な子どもに対する理解促進や子どもたちの心身の発達促進のために重要です。</p> <p>アンケート調査によると、幼稚園・保育所・学校に望むことについて、「先生の理解を深め、子どもの能力や発達の状態に適した指導をしてほしい」が 32.5%と最も高く、次いで「就学相談や進路相談などの相談体制を充実してほしい」が 21.7%となっています。また、幼稚園・保育所・学校などに通っていて困っていることについて、「通うのが大変」、「先生の理解や配慮が足りない」などの意見が挙がっています。</p> <p>そのため、特別支援教育の視点を持つ教員を育成し、障がいのある子どもの個々に応じた指導と同時に、多様な学びの場と共に学ぶ場を充実させることにより、障がいの有無にかかわらずいきいきと学び、共に育つ場の環境整備がさらに必要となっています。</p> <p>また、地域の中では、就学前から卒業後の生活までを見通して、学校教育・子育て・福祉・就労部門との連携を緊密にし、子どもの成長段階や障がい特性に応じた必要な支援と相談体制の充実を図ることが必要です。</p>	

3 次期計画に向けた課題

(2) 社会参加の促進

障がいのある人の「就労」は、収入を得るための手段であるだけでなく、社会参加の最たるものとして捉えることもでき、重要となります。

アンケート調査によると、現在、働いている人が身体障がい 23.3%、知的障がい 42.3%、精神障がい 40.7%となっており、仕事をするうえで不安や不満を感じることは、「収入が少ない」が 23.5%、「職場の人間関係が難しい」が 17.5%、「通勤するのが大変」が 16.8%となっています。

障がいのある人が働くために必要なことについて、「障がいのある人に配慮した職場になっていること」が 50.7%と最も高く、次いで「事業主や職場の仲間の理解があること」が 47.3%、「生活できる給料がもらえること」が 42.3%となっています。

障がいのある人が、社会の一員として就労の機会を得て、充実した社会生活を送るため、障がいの特性に応じた支援を受けながら、就労し働き続けることのできる環境整備が必要です。

企業と就労する障がいのある人とのマッチングや、就労後も働き続けるために、就労支援実施機関による効果的な就労移行支援、ジョブコーチ等による就労定着支援の一層の推進が求められます。

また、収入面での問題を抱える障がいのある人もおり、福祉的就労における工賃向上のため、就労施設における事業改革や受注拡大への取組等が必要です。

また、アンケート調査によると、障がいのある人にとって暮らしよいまちづくりのために必要なことについて、「障がいのある人が参加しやすいスポーツ、サークル、文化活動の充実」が身体障がい 13.1%、知的障がい 22.5%、精神障がい 12.0%、一般市民で 16.2%となっています。

今後も、障がいのある人とない人が相互の理解を深めるとともに、障がいのある人の生活の質の向上を図り、能力や個性、意欲に応じて積極的に社会参加できる環境づくりが重要です。また、多様な交流機会づくりに努め、障がいのある人の社会参加を促進し、その能力や個性を引き出すことができるよう、関係団体、地域組織等との連携を図っていくことが必要です。